



しづおか Shizuoka Prefectural Newsletter 県民だより 12月号

特集

ようこそ静岡!
ガストロノミーツーリズム
おいしく旅して地域再発見

水仙園と朝日

提供:(一社)下田市観光協会 撮影地:下田市須崎半島爪木崎



それ、人権侵害かも?

相手を思いやり、
尊重し合う社会のために

12月4日～10日は人権週間です。昨今では新型コロナウイルスの感染者やロシアのウクライナ侵攻に伴う在日ロシア人への誹謗中傷、SNS上での心ない書き込みなどが社会問題になっています。言葉の暴力はネット上であっても人権侵害であり犯罪です。この機会に、不適切な発言で相手の心を傷つけていないか、改めてもう一度考えてみませんか。

「正義感」でも誹謗中傷はダメ!

匿名という傘に隠れてネット上に不確かで悪意のある書き込みをしたり、自分と異なる考え方をする人を攻撃したりする。これらは人権侵害であり、罪に問われることもある。「正しいことをしている」という認識でも、損害賠償請求されるケースがあります。偏った正義感で人を傷つけることは絶対にやめましょう!

その投稿、
侮辱罪です!

デマ情報を信じて間違った正義感でSNSに
「あそこ〇〇はあの事件の犯人」

ネット上では差別的な表現がエスカレートしやすくなります。
よく考えてから投稿しましょう。また、悪意のある投稿を
「いいね」や「拡散」をすることも人権侵害です。

被害者らがテレビ出演すると
いうネット記事のコメント欄に

「ここ的孩子も、まわりの
クラスメイトさんに迷惑を
掛けっぱなしで、母親も地
元〇〇では有名人」

▲実際に侮辱罪に問われた投稿です
(2020年 法制審議会の資料より)

悪質な投稿を見つけたら
「報告」「通報」をクリック!

想像してください

公衆の面前で人に向かって、その言葉
を叫ぶことができますか?できないなら
ネットに書き込まないようにしましょう。

「無意識の偏見」で人を傷つけていませんか?

「自分自身が気付いていないものの見方や捉え方のゆがみ・偏り」を「無意識の偏見(アンコンシャス・バイアス)」と言います。自分の過去の経験や知識、思い込みなどから、知らず知らずのうちに物事を決めつけてしまうことがあります。

ネット上で
「誹謗中傷かも?
と思ったら

今年10月に「プロバイダー責任制限法」の法改正が行なわれ、從来よりも被害者が情報発信源を特定しやすくなりました。一人で悩まず、まずは相談してみませんか。

■書き込みや発言を削除したい
(プロバイダーなどへの削除要請)

●誹謗中傷ホットライン インターネットにて受付
●地方法務局 ☎0570(003)110

■相手が誰なのか知りたい
(発信者情報開示請求)

●違法・有害情報相談センター
インターネットにて受付

静岡県人権啓発センターでは、人権に関する相談に応じ、助言や情報提供を行っています。他にもさまざまな相談機関がありますので、気軽にご相談ください。



☎054(221)3330 受付時間／平日9時～16時30分



もしあなたの
身近な人が
悩んでいたら

学校や職場などあなたの周りに悩んで
いる人がいたら、見て見ぬふりをせず、
相談機関に連絡したり、相談窓口を紹介
してあげてください。その行動が解決
への第一歩になります。

その発言、無意識の偏見です!
・「外国人なのに日本語が上手だね」 →見た目で日本語が話せないと 決めつけていない?
・「女人なのに負けん気が強いね」 →性格や気性に性別は関係ないのでは?
・「ワクチンを打たないのはおかしい」 →ワクチン接種は推奨であり強制でないし、 体質や体調で打てないのかも?
日常生活で何げなく言ってしまったり ネット上に書き込んだりしていませんか?

こんなことを意識しよう!
・自分が言われたらどんな気持ちになるのか置き換えて考える
・第三者目線でも当たり前なのか 自分の考え方を振り返る
・一方的に言い放たず、コミュニケーションや対話でお互いを知る
・価値観や決めつけを押し付けず、他者との違いを認め、尊重し合える人間関係を築きましょう!

[問い合わせ] 県地域福祉課人権同和対策室(人権啓発センター) ☎054(221)3330 ☎054(221)1948



インターネット版県民だよりのご案内

パソコンでは「しづおか県民だより」で検索(音声による「こえの県民だより」もあります)
◀スマートフォン 県民だよりをもっと深堀り! ふじのくにメディアチャンネル▶



12月1日～21日 県議会12月定例会

12月6日～12日 本会議(質問)／12月14日、15日 常任委員会